

千葉県特別職報酬等審議会 平成18年度第1回会議要旨

- 1 日 時 平成18年11月22日(水) 午後2時から
- 2 場 所 千葉県庁本庁舎5階特別会議室
- 3 出席者 (委員) 黒河委員、平田委員、赤田委員、磯野委員、最首委員
早川委員、藤森委員
(県側) 白戸副知事、植田総務部長、袴田総務部理事、
石井総務部参事(兼)総務課長、神子給与管理室長

4 委嘱状の交付等

(1) 委嘱状交付及び委員紹介

(2) 副知事あいさつ

(3) 審議会の運営方法等について

- ・ 会長に最首委員、副会長に早川委員が選出された。
- ・ 事務局より会議の公開等について説明され、原則公開とすることを確認した。

5 第1回特別職報酬等審議会

(1) 議事経過

ア 諮問

- ・ 「特別職の退職手当の額の改正について」諮問された。

イ 審議

- ・ 会長による議事録署名人の指名後、事務局より諮問内容の説明、配布資料に基づく知事等の退職手当制度の概要と現状の説明がなされ、質疑、意見交換が行なわれた。

ウ その他

- ・ 次回は12月とし、日時は後日通知することとした。

(2) 主な意見等(順不同)

ア 退職手当の性格について

《委員意見等》

特別職の退職手当は、どのような性格で支給されているのか。

特別職の退職手当は、県政運営の結果により額が変わるような成功報酬的なものではなく、給料の後払い的なものであるなら、退職手当だけを議論するのではなく、報酬月額についても議論する必要があるのではないか。4年間の総報酬で判断すべきではないか。

審議を進めるにあたり、特別職の退職手当の性格について論じた学説など、参考になるものはないのか。

《事務局より回答》

知事等の退職手当の性格については、特に明文化されたものはないが、勤続に対しての報償等の性格と理解している。

退職手当の性格の考え方については、次回までに資料を準備しておく。

イ 審議する内容について

《委員意見等》

諮問にあるように「県民の理解がより一層得られる」というのは、ただ低くすればいいというものなのか、一方、知事の業務を見れば、手当額は高くないという意見もあるかもしれない。

その水準については非常に難しい。他の団体と比較した場合のバランスを考慮するような議論か、それとも退職手当の性格を含めて、県民の理解を得るような議論をするものなのか、その意図によっても議論は変わる。

退職手当の算定方法である「給料月額×在職月数×支給割合」は、他団体も同様であり動かさないから、議論はしないというものなのか。支給割合だけを審議して欲しいということなのか。

結果的に支給割合というところに議論が落ち着くかもしれないが、それだけにとらわれず(算出方法等を含めて)議論をしていくことになる。独自性を出せるならそれもよいのではないか。

《事務局より回答》

給料月額の水準は今回の審議では対象としていないが、諸般の事情をみて、(退職手当の)適正な水準をご審議いただきたいと考えており、算出方法も含めて御検討いただきたい。

ウ 減額措置の考え方について

《委員意見等》

今回、特別職の退職手当の水準を審議しても、また減額ということになっては、今回の審議は意味があるのか。

減額したという事実は、今回、議論する中では無視していいものなのか。

減額率等はどのように決めたのか。

《事務局より回答》

退職手当の減額は、住宅供給公社の問題や財政状況を勘案して、知事が議会に提案したものである。退職手当の減額は、現知事の1期目の退

職手当が初めてである。この審議会では、今回、本則の部分について議論していただきたいと考えている。

エ 水準の考え方について

【他団体との比較等】

《委員意見等》

他の団体と比較する場合も、千葉県の比較団体はどのような団体なのかということを検討する必要がある。県の人口や、財政規模など比較する基準により、視点が変わる。

民間は、支払い能力と他社との比較で決めていることが多い。他社とは同業他社であったり、地域内の他社である。一方、県の場合は、1兆何千億円の予算に対し1千万円が多い少ないと議論しても結論は出ないので、支払い能力をあまり考える必要はない。だから、他の団体の状況を考えていくことが大事である。他団体ではどうかということを検討すれば県民の理解を得ることもできるのではないか。

退職手当も県民の税金で支給しているものであるが、退職手当の水準を財政状況で決めては正しく議論できずに、誤ることになる。千葉県の規模を考慮して決めることが必要である。

県民総生産や県民所得を比較すれば、例えば、滋賀県は（一人当たりの額が）全国で5番目か6番目であるが、それとの比較をしてよいものかを考えると、やはり地域性というものがあり、首都圏を中心とした地域を対象に比較するのが本来ではないか。地域性は極めて大事である。

他の団体の退職手当の見直し状況及び見直しについても教えて欲しい。

【財政状況との関係について】

《委員意見等》

諮問にある「最近の社会経済情勢を踏まえ」とは財政状況を、相当程度考慮すべきというものなのか。

退職手当は、財政の状況が悪いから払わないということではないと思う。今回、水準を決めるにあたって、財政状況の良し悪しによって（水準を）決める必要はない。

給料(月額)というものは、県の財政状況にはあまり関係がないと思うが、退職手当については在職中に県の発展がどうだったのか（財政状況の好転・悪化）ということを検討して支給割合を決めてもいいと思う。県民のためにどのような県政をしたかによって払うことは、県民の理解

も得られると思う。

【知事、副知事、出納長に差を設けることについて】

《委員意見等》

知事と、副知事・出納長の性格は、同じとは言えないのではないか。他の団体と比較する場合も、知事と、副知事・出納長を分けてそれぞれの給料と退職手当を見ながら考えてはどうか。

知事、副知事、出納長の支給割合は、一律(0.2の差)に決めているが、それぞれの性格を考えた場合、必ずしもそのような一律の差を設ける必要があるのか。知事と、副知事・出納長が違ってよいのではないか。

《事務局より回答》

次回までに、比較団体を検討できる指標(人口、県民所得等)と他団体の見直し状況の資料を準備する。また、知事、副知事、出納長別に給料と退職手当の他団体の状況の資料を準備する。

【支給割合について】

《委員意見等》

支給割合が、0.8,0.6,0.4と決まっているが根拠はあるのか。

民間でも、役員の手当はあまりディスクローズしていない。この支給割合もそもそも支給総額というものがあって、月給が動かさなければ支給割合で動かすというものでしょう。

昨今の社会情勢では透明性、公開性が求められるので、今までがこのようなになっていたからという理由ではだめだろう。しっかりした理由のある数字でなければならない。

【その他】

手当の性格(理念)と現実の社会情勢等・他団体状況(現実)の両方に即した議論が必要である。

オ 今後の審議の進め方について

- ・ 会長より各委員に審議の進め方に関し確認があり、審議対象となる知事等からの意見聴取、委員以外の一般の県民からの意見聴取は行なわないことが確認された。
- ・ 次回は、本日の内容を整理し、問題点を調べたうえで、できるだけあるべき方向づけをして、会長がたたき台となる案を提示し、その内容を、議論していくこととされた。

(文責 審議会事務局)